

同居家族に対する訪問介護の取扱いについて（案）

1. 基本的考え方

訪問介護の運営基準上、同居家族に対して訪問介護を行うことは認められないが、離島、僻地その他の地域においては、指定事業者による訪問介護だけでは十分な訪問介護サービスの提供が期待できない場合がある。したがって、こうした地域においては、基準該当居宅サービスとして、市町村（保険者）の判断により、当該市町村の区域内に限り、訪問介護事業者の訪問介護員等（介護福祉士及びホームヘルパー養成研修修了者をいう。以下同じ。）が自らの同居家族に対してサービスの提供を行うことを、一定の要件の下で認めるものとする。

2. 基準該当の要件

市町村が、基準該当居宅サービスとして、訪問介護員等が自らの同居家族に対しても訪問介護を行うことを認めることができるのは、当該訪問介護が次の要件を満たす場合とする。

- (1) 当該訪問介護の提供を受ける者が、指定事業者による訪問介護だけでは十分な訪問介護サービスの提供が期待できないと市町村が判断した地域に住所を有すること。
- (2) 居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画に従い、訪問介護事業所の責任者の具体的な指示に基づいて行われること。
- (3) 入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）をその主たる内容とすること。
- (4) 訪問介護員等がその同居家族を介護する時間の全勤務時間に占める割合が、概ね2分の1を超えないこと。

3. 市町村による承認の手続及び指導

- (1) 市町村は、同居家族に対する訪問介護を行おうとする訪問介護員等が所属する訪問介護事業所から、居宅サービス計画の写し等、2. の要件が満たされていることを確認できる書類を届け出させ、これに基づき基準該当居宅サービスとしての実施を認めるものとする。
- (2) 市町村は、いったん承認した同居家族に対する訪問介護について、事後的に2. の要件を満たしていないと認めるときは、保険給付を行わず、又は既に行った保険給付の返還を求めるものとする。
- (3) 市町村は、上記の要件に違反した訪問介護が行われている場合の是正の指導のほか、当該同居家族に対して行われる居宅サービスとして、家族ヘルパ

ーによる訪問介護のほか、他の居宅サービスが適切に組み合わされているかどうか等を点検し、状況に応じて必要な助言を当該同居家族及び訪問介護事業者に対して行うものとする。

4. その他

この同居家族に対する訪問介護の取扱いについては、制度施行後3年を目途に、その実施状況を踏まえ、再度、医療保険福祉審議会で検討するものとする。

前回審議会（6月2日）に出された主な意見等
 （同居家族に対する訪問介護の取扱いについて）

意 見 等 の 内 容	
積極的な立場からの意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の資格、研修を終えた者が介護を行うというルールは必要。介護サービス計画をどれだけ的確に実施できているかというチェック機能を持たせるとともに、市町村が法人組織を作るか民間事業者を通じてサービス提供する形とすべき。家族の介護だけでなく、隣り近所や他の人達の介護にもその経験を活かせる仕組みとすべき。 ・一定のルールの下に認めるのであれば、現金給付ではなく労働の対価である。反対の意見も理解できるが、制度の施行を4月1日に間に合わせることが重要。 ・近隣に利用可能な介護サービスがない等の条件を付して、保険者である市町村の責任で行えることとして欲しい。介護の社会化を行う主体は市町村であり、市町村の判断に任せて欲しい。 ・12年4月以降は市町村に責任がかかるてくる。保険料の支払いに応じてサービス提供を確保しなければならない責務を理解して欲しい。
(-) 消極的な立場からの意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護という行為を社会化することが介護保険の出発点。家族関係・家族の絆を大切にするため社会で支えるべき。 ・3級以上の研修を終えた者が訪問介護を提供すること、市町村が必要性を認定すること、過疎地その他の地域限定をかけることが条件。他に選択可能な外部サービスを市町村が用意していることも重要。 ・ケアプラン作成だけを条件とするのではなく、訪問介護の個別サービス提供計画にまで踏み込むべき。 ・家族に対する介護は、半分は他人にも提供することにより「介護の密室化」を避けなければならない。介護者たる家族が倒れた時に、迅速に外部サービスに移行できる条件を詰める必要がある。 ・家族による世話をまでも金銭と結び付けて考えるのは反対。 ・介護者の3人に1人が要介護者に対して憎しみを感じたことがあるとか、2人に1人が虐待の経験があるという調査がある。これを放置しては家族関係が崩れる。安易に家族介護を認めると、介護保険の趣旨に反する。 ・離島等のやむを得ない地域では多少認めなければならないが、それ以外の地域では反対である。また、経過的な措置として期間を限定すべきではないか。